

徳島県経営者協会

会長 林 香与子 殿

最低賃金及び賃金引上げ関連施策の周知について（協力依頼）

労働局及び公正取引委員会の各行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等において、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着を図り、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」の実現を目指しております。

最低賃金については、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。」等と示されました。

こうしたことを踏まえ、令和 7 年 8 月 4 日付け中央最低賃金審議会答申において目安額が示され、徳島地方最低賃金審議会においては、最低賃金に対する様々なデータ及びご意見を参考にして、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金について議論が尽くされたところです。その結果、徳島県最低賃金は、令和 8 年 1 月 1 日より 66 円引き上げ、時間額 1,046 円に改正決定することといたしました。

最低賃金・賃金の引上げに向けては、厚生労働省において「『賃上げ』支援助成金パッケージ」が取りまとめられており、労働局においても同パッケージの活用促進を通じて労働市場全体の「賃上げ」を支援しているところです。

徳島労働局では、管下の労働基準監督署及びハローワークも含め当局の総力を挙げるのは言うまでもなく、関係行政機関とも緊密な連携を図りつつ、改正された最低賃金額の周知や中小企業・小規模事業者の賃上げに資する環境整備の支援に全力で取り組んでまいります。

つきましては、改正された徳島県最低賃金や、改定された業務改善助成金を始めとした「『賃上げ』支援助成金パッケージ」の周知等に関し、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

取引上の立場が弱い中小企業・小規模事業者が、物価上昇に負けない賃上げのための原資をしっかりと確保できるよう、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣行と

してサプライチェーン全体で定着させていくことが重要です。また、中央及び徳島の最低賃金審議会においても、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施することが求められています。これらを実現するため、公正取引委員会事務総局四国支所と徳島労働局は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針）」等の周知に連携して取り組んでいるところです。さらに、令和8年1月には、下請法改正法により改められた「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（中小受託取引適正化法、取適法）」が施行されます。

つきましては、労務費転嫁指針及び取適法に係る周知等についても、御高配を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

令和7年10月10日

徳島労働局長

亀井 崇



公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所四国支所長 清水 敬

